

行政文書の管理に関するガイドライン（抜粋）

法4条	ガイドライン 別表第1（※別表第1に掲げられた業務については、当該業務の経緯に応じ、当該業務に係る行政文書の類型を参酌して、文書を作成することとされている。）			
	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例
2号 閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びその経緯	5 閣議の決定又は了解及びその経緯	【略】	【略】	【略】
	6 関係行政機関の長で構成される会議（これに準ずるものを含む。この項において同じ。）の決定又は了解及びその経緯	関係行政機関の長で構成される会議の決定又は了解に関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	① 会議の決定又は了解に係る案の立案基礎文書	・基本方針、基本計画、条約その他の国際約束、総理指示
			② 会議の決定又は了解に係る案の検討に関する調査研究文書	・外国・自治体・民間企業の状況調査、関係団体・関係者のヒアリング
			③ 会議の決定又は了解に係る案の検討に関する行政機関協議文書	・各省への協議案、各省からの質問・意見、各省からの質問・意見に対する回答
			④ 会議に検討のための資料として提出された文書	・配付資料
			⑤ 会議の決定又は了解の内容が記録された文書	・決定・了解文書
	7 省議（これに準ずるものを含む。この項において同じ。）の決定又は了解及びその経緯	省議の決定又は了解に関する立案の検討その他の重要な経緯	① 省議の決定又は了解に係る案の立案基礎文書	・基本方針、基本計画、条約その他の国際約束、大臣指示
② 省議の決定又は了解に係る案の検討に関する調査研究文書			・外国・自治体・民間企業の状況調査、関係団体・関係者のヒアリング	
③ 省議に検討のための資料として提出された文書			・配付資料	
④ 省議の決定又は了解の内容が記録された文書			・決定・了解文書	
3号 複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯	8 複数の行政機関による申合せ及びその経緯	複数の行政機関による申合せに関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	① 申合せに係る案の立案基礎文書	・基本方針、基本計画、条約その他の国際約束、総理指示
			② 申合せに係る案の検討に関する調査研究文書	・外国・自治体・民間企業の状況調査、関係団体・関係者のヒアリング
			③ 申合せに係る案の検討に関する行政機関協議文書	・各省への協議案、各省からの質問・意見、各省からの質問・意見に対する回答
			④ 他の行政機関との会議に検討のための資料として提出された文書及び当該会議の議事が記録された文書その他申合せに至る過程が記録された文書	・開催経緯、議事概要・議事録、配付資料
			⑤ 申合せの内容が記録された文書	・申合せ
その他の事項	21 国会及び審議会等における審議等に関する事項	(1)国会審議（1の項から20の項までに掲げるものを除く。）	国会審議文書	・議員への説明、趣旨説明、想定問答、答弁書、国会審議録
		(2)審議会等（1の項から20の項までに掲げるものを除く。）	審議会等文書	・開催経緯、諮問、議事概要・議事録、配付資料、中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 ※ガイドライン「第3作成」の「〈留意事項〉」に次の記載がある。 「なお、審議会等や懇談会等の議事録については、・・・発言者名を記載した議事録を作成する必要がある。」
	備考 一 この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。 2 審議会等文書 審議会その他の合議制の機関又は専門的知識を有する者等を構成員とする懇談会その他の会合（この表において「審議会等」という。）に検討のための資料として提出された文書及び審議会等の議事、答申、建議、報告若しくは意見が記録された文書その他審議会等における決定若しくは了解又はこれらに至る過程が記録された文書 8 関係行政機関の長で構成される会議（これに準ずるものを含む。） 閣僚委員会、副大臣会議その他の二以上の行政機関の大臣等（国務大臣、副大臣、大臣政務官その他これらに準ずる職員をいう。以下同じ。）で構成される会議 9 省議（これに準ずるものを含む。） 省議、政務三役会議その他の一の行政機関の大臣等で構成される会議			

